誤警報を取り消す。

3　HFデジタル選択呼出し

1)　直ちに装置を規定値に戻す。

2)　DSC装置に取消機能があれば、最新版のITU-R勧告M.493に従って警報を取り消す。

3)　誤警報が送信される各々の周波数帯における無線電話の遭難及び安全のための周波数に合わせる。（付録第15号を参照のこと。）

4)　誤警報が送信される各々の周波数帯において、全ての局に対し、船舶名、呼出符号及びMMSIを与えるため放送事項を送信し、誤警報を取り消す。

4　インマルサット船舶地球局

誤警報が送信された地球局を通じて、遭難優先事項を送信することによって、警報が取り消されたことを救助調整センターへ適切に通知する。取り消した警報の連絡とともに、船舶名、呼出符号及びインマルサット識別を提供する。

5　EPIRB

何らかの理由により、EPIRBが不注意に稼働された場合、直ちに不注意送信を停止し、海岸局又は陸上地球局を通して適切に救助調整センターへ連絡し、誤警報を取り消す。

6　通則

上記にかかわらず、船舶は、誤警報が送信され、取り消されていることを適切な機関に通知するために、それらを利用できる追加的な適切な方法を用いることができる。

追　　決議第358（WRC-12）　UHF帯海上移動業務における船上通信局の改善と拡大の検討

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　現在、第5.287号において、船上通信局には450-470MHzの周波数帯で６つの周波数しか特定されていないこと。

b)　船上通信局で使用される機器の技術的特性はITU-R勧告M.1174で規定されていること。

以下を認め、

a)　船上通信局は、綱取り及び係留指示のための通信と同様、船舶上の内部通信、救命艇の訓練時若しくは活動時における船舶、救命艇及び救命筏間の通信又は曳航若しくは押航された船団内の通信のための使用を意図したものであること。

b)　船舶及び港湾運用が相互伝送により影響を受ける程度まで、多くの船舶では既存チャネルが混雑していること。

c)　現在、周波数が分配されている業務は保護される必要があることが重要であること。

以下に留意し、

第5.286AA号が、IMTの導入を希望する主管庁による使用のために、450-470MHzの周波数帯を特定していること。

以下をWRC-15に要請することを決議し、

ITU-Rの研究結果に基づき、海上移動業務に既に分配されている帯域の中から船上通信局のために追加のUHFチャネルを特定することの必要性を検討すること。

以下をITU-Rに要請し、

WRC-15に間に合うように、現在、周波数が既に分配されている業務の保護を考慮し、船上通信局の周波数要求量と使用可能な周波数帯域を決定するための研究を行うこと。

以下をITU-R構成員に要請し、

これらの研究に寄与すること。

以下を事務総局長に指示する。

本決議に対するIMO、IEC及びCIRMの注意を喚起すること。

追　　決議第359（WRC-12）　海上における遭難及び安全に関する世界的な制度の近代化に資する規定条項の検討及びe-Navigationに関する研究

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　海運の能力を高めるために改善された通信を求める継続的な需要がGMDSSにおいては世界的にあること。

b)　IMOが、GMDSS近代化の作業計画を開始したこと。

c)　AISはVHF海上安全通信に潜在的な機能強化を提供すること。

d)　高度化された海上MF/HF/VHFデータシステム及び衛星通信システムがMSI及びその他のGMDSS通信を伝達するために使用される可能性があること。

e)　新たな世界的及び地域的GMDSS衛星事業者がIMOによって考慮される可能性があること。

f)　IMOが、停泊地間の航行並びに海上における安全及び保安のための関連する業務並びに海洋環境の保護を向上するために電子的な手段による船上及び沿岸の海洋情報の調和された収集、統合、交換、表示及び分析として定義されたe-Navigationのための戦略と実施計画を進展させていること。

g)　GMDSS近代化はe-Navigationの発展により影響を受ける可能性があること。

以下に留意し、

WRC-12が、

a)　効率性を向上し、新しいデジタル技術のための帯域を導入するために、付録第17号及び第18号を見直したこと。

b)　船舶及び港湾のための海上保安システムに使用する規制上の規定及びスペクトル分配を見直したこと。

以下を認め、

a)　高度化された海上通信システムがGMDSS近代化及びe-Navigationの実現を支援する可能性があること。

b)　GMDSS近代化及びe-Navigationを実現するためのIMOの取組は、高度化された海上通信システムに対応するために無線通信規則の見直しを必要とする可能性があること。

c)　海運及び通商の安全な運用並びに海上の安全を確保する上で、これらの無線回線の重要性から、これらの回線は混信に対し抵抗力を持っていなければならないこと。

以下をWRC-18に要請することを決議し、

1　ITU-Rの研究に基づいたスペクトル分配を含め、GMDSS近代化を支援するための可能な規制上の措置を考慮すること。